

# 生産環境総合対策事業推進費補助金交付要綱の 制定について

〔 21 生産第 10203 号  
平成 22 年 4 月 1 日  
農林水産事務次官依命通知 〕

生産環境総合対策事業について、この度、生産環境総合対策事業推進費補助金交付要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切な御指導をお願いする。

なお、これに伴い、農業生産地球温暖化総合対策事業補助金交付要綱（平成 20 年 4 月 1 日付け 19 生産第 9733 号農林水産事務次官依命通知）及び有機農業総合支援対策事業補助金交付要綱（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9838 号農林水産事務次官依命通知）は廃止されたので御了知願いたい。

また、貴局管内の地方農政事務所長には、貴職から通知されたい。

(別紙)

## 生産環境総合対策事業推進費補助金交付要綱

第1 農林水産大臣は、生産環境総合対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21生産  
5 第10202号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う  
事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助事業者に補助金を交付する  
ものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律  
（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行  
10 の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」とい  
う。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」  
という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度  
の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12  
15 年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事  
務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務  
局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、  
この要綱に定めるところによる。

第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

2 前項にかかわらず、実施要綱第2の3の事業に要する経費及びこれに対する補助  
20 率は、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定めるところによ  
る。

第3 別表の経費の欄に掲げる、ⅠからⅢまでの経費の相互間における流用をしてはな  
25 らない。

25

第4 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定する申請書及び添  
付書類の様式は別記様式第1号のとおりとし、補助事業者は、正副2部を地方農政  
局長等（北海道に主たる事務所が所在する補助事業者、実施要綱第2の1の（1）  
30 から（3）に掲げる事業のうち全国推進事業を実施する補助事業者にあつては農林  
水産大臣、沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては内閣府沖縄総合  
事務局長、その他の補助事業者にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提  
出するものとする。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに  
35 係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額  
のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として  
控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地  
方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同  
じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければ  
ならない。

40 ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らか

でない場合にあつては、この限りでない。

- 第5 第4の1の申請書及び添付書類の提出は、地方農政局長等が別に定める日までに行うものとする。
- 5 第6 補助事業者は、規則第3条第1号の規定に基づき地方農政局長等の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号により変更（中止又は廃止）承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。
- 10 第7 規則第3条第1号イ及びロに規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。
- 第8 補助事業者は、規則第3条第2号の規定に基づき地方農政局長等の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。
- 15 第9 適正化法第12条の規定に基づく報告は、補助金の交付のあった年度の12月31日現在において、別記様式第3号により補助金等事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該年度の1月31日までに地方農政局長等に提出するものとする。ただし、地方農政局長等（この場合における地方農政局長等については、第4の規定にかかわらず、「農林水産大臣」を「生産局長」とする。）が定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。
- 20 第10 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、地方農政局長等に正副2部を提出しなければならない。
- 2 第4の2のただし書の規程により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 30 3 第4の2のただし書の規程により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、農林水産大臣又は地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 35 第11 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 40 第12 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、補助事業終了の年

度の翌年度から起算して5年間整備・保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって、規則第5条に定める処分制限期間を経過しないものがある場合にあっては、別記様式第6号の財産管理台帳その他関係書類を整備・保管しなければならない。

5

第13 補助金に係る交付を決定する場合におけるその決定額の下限は、3,500万円とする。ただし、交付先の選定を公募により行うときは、この限りでない。

10

第14 補助事業者のうち一般社団法人又は一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人にあっては、この補助金に係る補助金等支出明細書（別記様式第7号）を作成し、別に作成する国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せてその事務所に備え付けこれを閲覧に供するとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度の6月30日までに農林水産大臣にこれを報告するものとする。

15

#### 附則

1 この通知は、平成22年4月1日から施行する。

20

2 農業生産地球温暖化総合対策事業補助金交付要綱（平成20年4月1日付け19生産第9733号農林水産事務次官依命通知）及び有機農業総合支援対策事業補助金交付要綱（平成20年3月31日付け19生産第9838号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。

3 前項により廃止された交付要綱に基づき、平成21年度までに実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

25

別表（第2、第3、第7関係）

| 区分               | 経費  | 補助率   | 重要な変更  |                                      |
|------------------|---|---|--|--------------------------------------|
|                  |   |   | 経費の配分の変更   | 事業内容の変更                              |
| 生産環境総合対策事業推進費補助金 | <p><b>I 農業生産地球温暖化対策事業費</b></p> <p>補助事業者が農業生産地球温暖化対策事業の事業実施計画に基づく次に掲げる事業の実施に要する経費</p> <p>1 地球温暖化防止策</p> <p>(1) 土壌が有する地球温暖化防止機能の活用</p> <p>土壌由来温室効果ガス・土壌炭素調査事業（全国推進事業）</p> <p>(2) 施設園芸・農業機械の温室効果ガス排出削減対策</p> <p>ア 施設園芸省エネルギー設備リース支援事業（地区推進事業）</p> <p>イ 先進的省エネルギー加温設備等導入事業（地区推進事業）</p> <p>ウ バイオディーゼル燃料普及・調査事業（全国推進事業）</p> <p>エ 農業機械省エネルギー性能評価方法確立事業（全国推進事業）</p> <p>オ 施設園芸省エネルギー新技術等開発支援事業（全国推進事業）</p> <p>カ 省エネルギー資材・設備等格付事業（全国推進事業）</p> <p>2 地球温暖化適応策</p> <p>地球温暖化戦略的対応体制確立事業（全国推進事業）</p> | <p>定額</p> <p>ただし、経費欄の1の(2)のアの事業にあっては定額（リース料のうち物件購入相当の1/2以内）、イ及びエの事業にあっては、当該事業に要する経費の1/2以内</p> | <p>1 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増</p> <p>2 事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p> <p>3 事業費又は国庫補助金の経費の欄に掲げるそれぞれの経費の相互間における30%を超える増減</p> | <p>1 補助事業者の変更</p> <p>2 事業の新設又は廃止</p> |

| 区 分              | 経 費   | 補 助 率 | 重 要 な 変 更  |                                      |
|------------------|---|-------|--|--------------------------------------|
|                  |   |       | 経費の配分の変更   | 事業内容の変更                              |
| 生産環境総合対策事業推進費補助金 | <p><b>II 有機農業総合支援事業費</b></p> <p>補助事業者が有機農業総合支援事業の事業実施計画に基づく次に掲げる事業の実施に要する経費</p> <p>1 有機農業参入促進対策<br/>有機農業参入促進事業（全国推進事業）</p> <p>2 有機農業普及啓発対策<br/>有機農業普及啓発事業（全国推進事業）</p> <p>3 有機農業調査支援対策<br/>有機農業調査事業（全国推進事業）</p> <p>4 有機農業栽培技術体系化促進対策<br/>（1）有機農業基礎データ作成事業（全国推進事業）<br/>（2）有機農業標準栽培技術指導書作成事業（全国推進事業）</p> | 定額    | <p>1 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増</p> <p>2 事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p> <p>3 事業費又は国庫補助金の経費の欄に掲げるそれぞれの経費の相互間における30%を超える増減</p> | <p>1 補助事業者の変更</p> <p>2 事業の新設又は廃止</p> |

| 区 分              | 経 費   | 補 助 率   | 重 要 な 変 更  |                                      |
|------------------|---|---|--|--------------------------------------|
|                  |   |   | 経費の配分の変更   | 事業内容の変更                              |
| 生産環境総合対策事業推進費補助金 | <p><b>Ⅲ 農業生産環境対策事業費</b></p> <p>補助事業者が農業生産環境対策事業の事業実施計画に基づく次に掲げる事業の実施に要する経費</p> <p>1 全国調査及び指導体制等強化対策</p> <p>(1) 輸入原料安定確保調査等事業 (全国推進事業)</p> <p>(2) 効率的施肥に係る技術情報等の収集・提供事業 (全国推進事業)</p> <p>(3) 減肥基準策定に向けたデータ収集事業 (全国推進事業)</p> <p>(4) エコファーマーネットワーク整備事業 (全国推進事業)</p> <p>(5) 施肥指導体制強化事業 (地区推進事業)</p> <p>(6) 全国指導者育成研修事業 (全国推進事業)</p> <p>2 地域支援対策</p> <p>土壌診断実施体制強化事業 (地区推進事業)</p> <p>3 広域支援対策</p> <p>地域有機資源肥料化推進事業 (地区推進事業)</p> | <p>定額</p> <p>ただし、経費欄の3の事業にあつては、当該事業に要する経費の1/2以内</p> | <p>1 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増</p> <p>2 事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p> <p>3 事業費又は国庫補助金の経費の欄に掲げるそれぞれの経費の相互間における30%を超える増減</p> | <p>1 補助事業者の変更</p> <p>2 事業の新設又は廃止</p> |